

請求書カード払い取引ガイドライン（案）

第1章 総則

第1条 （目的）

本ガイドラインは、請求書カード払いが事業性取引におけるキャッシュレス利用の普及において有する重要な役割を踏まえ、請求書カード払いに関係する事業者において、自治の精神に基づき、遵守すべき事項を自ら定め自らを律することで、安全・安心な取引を実現するとともに、我が国における事業性取引の安定的な決済環境を創出し、これを維持することを目的とする。

第2条 （定義）

1. 本ガイドラインにおいて「請求書カード払い」とは、事業性取引において、商品若しくは権利（以下、「商品等」という）の販売又は役務の提供を行う者（以下、「サプライヤー」という）から当該商品等の販売又は役務の提供を受け、サプライヤーに対し対価の支払義務を負う者（以下、「バイヤー」という）からの委託を受け、サプライヤーがバイヤーに対し発行した請求書等に基づきサプライヤーへの支払を代行するとともに、これによりバイヤーに対して取得する求償権について、キャッシュレス決済手段による支払をバイヤーに提供することをもって、バイヤーのサプライヤーに対する支払義務の解消に係る手続きを実行する役務をいう。
2. 本ガイドラインにおいて「BIPS 事業者」とは、アクワイアラと請求書カード払いの提供を前提とした加盟店契約を締結し、かつ、顧客と BIPS 利用契約を締結することで、請求書カード払いを業として行う者をいう。
3. 本ガイドラインにおいて「BIPS 業務」とは、請求書カード払いを提供するにあたり必要となる BIPS 事業者が実施する業務（委託先が行う場合を含む）をいう。
4. 本ガイドラインにおいて「加盟店契約」とは、商取引に係る代金の決済手段として、キャッシュレス決済手段を取扱可能とするための契約をいう。
5. 本ガイドラインにおいて「アクワイアラ」とは、BIPS 事業者との間で加盟店契約を締結する者をいう。
6. 本ガイドラインにおいて「イシュア」とは、キャッシュレス決済手段を提供する者をいう。
7. 本ガイドラインにおいて「債務支払」とは、BIPS 事業者がバイヤーからの委託に基づき、サプライヤーに対しバイヤーが指定する方法によって請求書等に基づくバイヤーの金銭債務を消滅させるために行う弁済をいう。
8. 本ガイドラインにおいて「原契約」とは、バイヤー及びサプライヤー間で締結される、商品等の販売又は役務の提供に係る契約であり、請求書カード払いの利用によって債務支払を行う対象となる債権の発生根拠となる契約をいう。
9. 本ガイドラインにおいて「請求書等」とは、原契約に基づき成立した債権の存在を確認できる証憑をいう。
10. 本ガイドラインにおいて「BIPS 利用契約」とは、BIPS 事業者が請求書カード払いの提供を目的に顧客と締結する契約をいう。

1 1. 本ガイドラインにおいて「バイヤー型」とは、BIPS 事業者がバイヤーとのみ BIPS 利用契約を締結するものをいい、「両者型」とは、BIPS 事業者がバイヤー及びサプライヤーの双方と BIPS 利用契約を締結するものをいう。

1 2. 本ガイドラインにおいて「顧客」とは、BIPS 事業者が請求書カード払いの提供を行うに際し契約を締結する相手方をいう。

1 3. 本ガイドラインにおいて「キャッシュレス決済手段」とは、国際ブランドの付された決済手段のうち細則で定めるものをいう。

1 4. 本ガイドラインにおいて「登録機関」とは、請求書カード払い協会をいう。

第3条 (本ガイドラインの位置付け)

1. 本ガイドラインは、BIPS 事業者、アクワイアラ、イシューにおいて、最低限遵守すべき事項を定めたものであり、個別の BIPS 事業者、アクワイアラ、イシューの判断により、本ガイドラインに記載の内容を超えて安全性を高める取組を進めることを妨げるものと解釈してはならない。また、本ガイドラインの記載内容は、BIPS 事業者、アクワイアラ、イシューが実施し又は実施しようとする安全性を高める個別の取組を変更させる根拠になるものと解釈してはならない。

2. 本ガイドラインは、BIPS 事業者による請求書カード払いのみを対象としており、BIPS 事業者が提供するその他の商品等の販売や役務の提供に係る法規制への適合性、正当性、妥当性等を保証するものではない。

3. 登録機関は、本ガイドラインの適用に必要な細則について定めることができ、当該細則は、本ガイドラインと同等の効力を有する。

第2章 BIPS 事業者

第4条 (登録)

請求書カード払いは、登録機関の登録を受けた法人でなければ、行ってはならない。

第5条 (登録の申請)

1. 前条の登録を受けようとする者は、登録機関の定める細則により、次に掲げる事項を記載した登録申請書を登録機関に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店又は主たる事務所の住所
- (3) 資本金又は出資の額
- (4) BIPS 業務に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
- (5) 代表者の氏名又は商号若しくは名称
- (6) 請求書カード払いの提供に際し、業務若しくはシステムの主たる部分を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所
- (7) 請求書カード払いに関する顧客からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の所在地及び連絡先

(8) 第16条に定める反社会的勢力の排除に関し責任を負う者の氏名又は部署の名称

(9) その他、登録機関が定める事項

2. 前項の登録申請書には、第16条第1項各号に該当しないことを誓約する書面、商品等又は役務に関する書類その他の登録機関が定める書類を添付しなければならない。

3. 第1項のうち、第1号を除く各号については、登録を受けようとする者の運営する Web サイトの URL (各号に定めた事項を直接参照することができる URL に限る) の記載に代えることができる。

第6条 (変更の届出)

1. BIPS 事業者は、前条第1項各号に掲げる事項(URL の記載による登録を行った場合は、その URL) のいずれかに変更があったときは、遅滞なく、その旨を登録機関に届け出なければならない。

2. 登録機関は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を BIPS 事業者名簿に登録しなければならない。

第7条 (名義貸しの禁止)

BIPS 事業者は、自己の名義をもって、他人に BIPS 業務を行わせてはならない。

第8条 (業務運営に関する措置)

BIPS 事業者は、BIPS 業務に関して取得した情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の BIPS 業務の適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第9条 (誇大広告等の禁止)

1. BIPS 事業者は、法令及び行政機関等又は登録機関の定めるガイドライン等を遵守し、請求書カード払いを紹介する場合等において、顧客が誤認するような広告、表示等を行ってはならない。

2. 登録機関は、禁止される表示内容について、その具体例を含む細則を定めることができる。

第10条 (バイヤー及びサプライヤーの要件)

1. BIPS 事業者は、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は日本国内に住所を有する事業を行う個人のみをバイヤーとしなければならない。

2. BIPS 事業者は、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人又は日本国内に住所を有する事業を行う個人のみをサプライヤーとしなければならない。

第11条 (契約の締結)

1. BIPS 事業者は、請求書カード払いを提供するにあたり、バイヤー型の場合バイヤーと、両者型の場合バイヤー及びサプライヤーと事前に BIPS 利用契約を締結しなければならない。

2. BIPS 事業者は、契約締結時に、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料がどのような役務の対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供しなければならない。

3. BIPS 事業者は、契約締結時に顧客から提供を受けた情報について、登録機関及びアクワイアラへ提供する可能性があることを明示し、情報提供について同意を得なければならない。

第12条 （バイヤーに対する調査義務）

1. 犯罪による収益の移転、テロリズムに対する資金供与の防止の的確な実施を確保するため、自らの顧客を正確に把握することを目的に、BIPS 事業者は、バイヤーとの間で第11条に定める契約を締結するときは、バイヤーから以下の情報を収集し、その正確性を客観的に確認しなくてはならない。

- （1） 法人の場合は、法人番号、登記上の商号又は名称及び住所、電話番号、代表者の氏名又は商号若しくは名称
- （2） 個人事業主の場合、適格事業者登録番号又は事業を行っていることを客観的に確認できる証憑等、氏名、自宅住所、電話番号、生年月日

2. BIPS 事業者は、前項の項目に加え、顧客の実在性、申請内容の真正性を確認するために必要な情報を収集し、確認しなければならない。

3. BIPS 事業者は、前項に定める実在性及び申請内容の真正性を確認するために、以下の各号に定める手法のうち、1つ以上の手法を採用しなければならない。

- （1） 犯罪収益移転防止法施行規則第6条に定める方法
- （2） BIPS 事業者が行う他の事業等において前号の方法による本人特定事項の確認が行われたアカウントがある場合に、その情報を用いる方法（BIPS 事業者が行う他の事業等に適用される利用規約において、本人以外の者が当該アカウントを利用できるとしている場合を除く）
- （3） 他の事業者において第1号の方法による本人特定事項の確認が行われたアカウントがある場合に、本人であることの認証を行ったうえで、その情報を用いる方法（他の事業者が適用する利用規約において、本人以外の者が当該アカウントを利用できるとしている場合を除く）
- （4） 犯罪収益移転防止法第7条に定める本人確認書類の写しとの一致による確認
- （5） 法人番号を用いた国税庁の提供する法人番号公表サイトによる確認
- （6） その他、登録機関が別に定める方法

4. BIPS 事業者は、前項に定める手法による確認から1年を経過した後も同一の顧客に対して請求書カード払いを提供する場合は、改めて前項に定める手法による確認を実施しなければならない。

第13条 （サプライヤーに対する調査義務）

1. BIPS 事業者は、請求書カード払いを提供する際に、債務支払の根拠を正確に把握するために、事前にバイヤーから請求書カード払いの対象とする請求書等又はその写し（電磁的記録を含む）を受領しなくてはならない。

2. BIPS 事業者は、前項の定めにより受領した請求書等について、不正な取引等ではないことを確認するため、以下の事項を含む本ガイドラインを遵守するに必要な確認を行わなければならない。

- （1） サプライヤーの実在性
- （2） 実在性確認の結果得られたサプライヤーの名称と請求書等に記載の名称の同一性
- （3） 第17条に定める禁止行為に該当しないこと

3. 前項の確認は、請求書カード払いを提供の都度、実施しなくてはならない。なお、前項第1号及び第2号に定める事項については、同一サプライヤーについて1年以内に確認を行っている場合は省略することができる。ただし、サプライヤーの同一性について疑義が生じた場合は、1年の経過を待たずして改めて調査を行わなければならない。

4. 第2項の確認が行えない場合、BIPS 事業者は顧客に対し、請求書カード払いの提供を拒否しなけ

ればならない。

5. BIPS 事業者は、提供する請求書カード払いが両者型の場合において、サプライヤーに対する調査について第12条に定める方法を準用（この場合において、第12条中にある「バイヤー」は「サプライヤー」と読み替えるものとする）し、第2項に定める確認を省略することができる。

第14条 （取引内容の記録）

1. BIPS 事業者は、バイヤーからの申込み及び申込みに応じたサプライヤーへの債務支払について記録し、債務支払の事実を客観的に証明する証憑（電磁的記録を含む）を保存しなければならない。

2. BIPS 事業者は、バイヤーから債務支払に関する実施状況の確認を受けた場合には、前項の記録を開示しなければならない。

3. BIPS 事業者は、第1項の記録及び証憑を、債務支払を行った日から7年間保存しなければならない。

第15条 （債務支払の方法）

1. BIPS 事業者は、以下の各号に定める方法によりサプライヤーへの債務支払を行わなければならない。

- (1) サプライヤーが保有する国内の金融機関に開設された預貯金口座に対する振込
- (2) サプライヤーが指定する国内の金融機関に開設されたサプライヤーとは異なる名義の預貯金口座に対する振込

2. 前項第2号に定める方法により債務支払を行う場合、BIPS 事業者は当該口座に対し債務支払を行うことの妥当性について確認を行わなければならない。

第16条 （反社会的勢力の排除）

1. BIPS 事業者は、以下の各号に掲げる者（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当してはならない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団構成員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋
- (7) 社会運動等標ぼうゴロ
- (8) 特殊知能暴力集団
- (9) テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者
- (10) 前各号に準ずる者

2. BIPS 事業者は、反社会的勢力との関係遮断のため、社内の態勢及び規定等を整備するとともに、定期的に又は必要に応じてその有効性を確認しなければならない。

3. BIPS 事業者は、バイヤー及びサプライヤー又は請求書カード払いを提供するにあたり必要な法人若しくは個人（以下、「事業関係者」という）が反社会的勢力に該当していないことを、常に善良な管理

者の注意をもって、管理しなければならない。

4. BIPS 事業者は、事業関係者が反社会的勢力であることが判明した時点で、速やかに関係を解消しなければならない。

5. 第2項、第3項及び第4項を実現するため、BIPS 事業者は以下の各号に定める方策を実施しなければならない。

- (1) 反社会的勢力に関する情報等（自社における過去の取引（請求書カード払い以外の取引も含む）や暴力追放運動推進センター、一般社団法人日本クレジット協会等が蓄積する反社会的勢力に関する情報を活用することを含む）を活用した適切な事前審査を実施する。
- (2) 契約書や取引約款等への暴力団排除条項の導入を徹底するとともに、事業関係者が反社会的勢力に該当しないか、定期的又は必要に応じて確認すること。

第17条 （禁止行為）

1. BIPS 事業者は、以下の各号に掲げる債務支払を行ってはならない。

- (1) 請求書等の記載内容と異なる債務支払（バイヤー以外が作成した補助証憑等により客観的に債務支払の内容が確認できる場合を除く）
- (2) 請求書等の成立の真正に合理的な疑いが存すると認められる場合
- (3) BIPS 事業者がイシューアとして提供するキャッシュレス決済手段（専ら請求書カード払いの利用のために提供されるものに限る）をバイヤーに提供して行う請求書カード払いに係る債務支払

2. BIPS 事業者は、以下の各号に掲げる取引を原契約とする請求書カード払いを提供してはならない。

- (1) バイヤーとサプライヤーが同一（実質的に同一と考えられる場合も含む）である取引
- (2) 事業性取引以外の取引
- (3) 法令に違反する取引
- (4) 公序良俗に違反する取引
- (5) 架空取引や循環取引等の実態が伴わない取引
- (6) BIPS 事業者が契約するアクワイアラが規定する禁止取引
- (7) その他、登録機関が定める細則において禁止される取引

第18条 （バイヤーに対するノンリコース）

BIPS 事業者は、バイヤーが用いようとするキャッシュレス決済手段が、債務支払のために利用できることが確認できた場合、バイヤーに対し債務支払に対する保証を求めてはならない。

第19条 （立替払請求の確定）

1. BIPS 事業者は、アクワイアラに対し、合理的な期間を超えて売上確定を遅らせることその他のバイヤーのイシューアに対する債務の支払期限を故意に遅らせる行為をしてはならない。

2. BIPS 事業者は、アクワイアラからの売上入金前に債務支払を行うことを基本とし、アクワイアラからの売上入金に対し、合理的な期間を超えて債務支払が行われないう、アクワイアラに対する売上確定と債務支払のタイミングを調整しなければならない。

第20条 （重要事項説明）

BIPS 事業者は、次の各号に定める事項をバイヤーとの契約書等に明記し、バイヤーにおいて当該事項を理解させるよう努めなければならない。

- （１） BIPS 事業者の責に帰することができない事由により、バイヤーが指定した期日までに債務支払を完了できない可能性があること
- （２） BIPS 事業者の責に帰することができない事由により、バイヤーが指定した期日までに債務支払を完了できない場合における、バイヤーへの連絡方法
- （３） BIPS 事業者の責に帰すべき事由により、バイヤーの指定した期日までに債務支払を完了できなかった場合の対応
- （４） 第21条に基づく、顧客からの相談の受付方法
- （５） 請求書カード払いの申込みをもってバイヤーのサプライヤーに対する金銭債務は解消されるものではなく、BIPS 事業者が債務支払を完了しない限りはバイヤーはサプライヤーに対する支払義務を免れないこと
- （６） BIPS 事業者の債務支払後に、バイヤーの提示したキャッシュレス決済手段が不正利用等により決済を行えないことが判明した場合、バイヤーに対し債務支払額及び手数料額を請求する権利を有すること

第21条 （苦情処理態勢の整備）

BIPS 事業者は、請求書カード払いに関する顧客からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

第22条 （キャッシュレス決済手段の不正利用の防止）

1. BIPS 事業者は、バイヤーとの決済について、クレジット取引セキュリティ対策協議会が定める「クレジットカード・セキュリティガイドライン」に基づき、必要な措置を講じなければならない。
2. BIPS 事業者は、バイヤーから請求書カード払いの申込みを受けた時は、これに承諾しないことが明らかな場合を除き、速やかに、アクワイアラに対しクレジットカード等の利用申請（オーソリゼーション）を行わなければならない。
3. BIPS 事業者は、前2項で定めるもののほか、不正利用の防止に必要な措置を適切に講じなければならない。

第23条 （アクワイアラへの協力義務）

BIPS 事業者は、第26条に定めるアクワイアラからの情報提供請求について、合理的な理由なく拒否することはできない。

第24条 （登録機関への協力義務）

1. BIPS 事業者は、第31条第1項に定める登録機関による検査に対し、誠実に対応しなければならない。
2. BIPS 事業者は、第31条第2項に定める登録機関による業務の改善を求められた場合、30日以内に業務改善計画を登録機関へ報告しなくてはならない。
3. BIPS 事業者は、自身を取り扱う請求書カード払いにおいて、登録機関が別に定める不正の類型に

合致すると判断された取引について、債務支払の実施有無を問わず、以下の各号の情報を登録機関に対し、登録機関が別に定める方式により報告しなくてはならない。

- (1) バイヤー名
- (2) サプライヤー名
- (3) 不正の内容
- (4) 債務支払の額

4. BIPS 事業者は、業界の健全な発展のために必要と認められる情報の提供について、登録機関に対し、登録機関が別に定める方式により報告しなくてはならない。

5. BIPS 事業者は、アクワイアラが登録機関に対して、第 2 6 条第 2 項の定めに従い、同項に定められた情報を提供することがあることを予め承諾し、当該情報提供に対して、損害賠償、差止その他の裁判上又は裁判外の請求を行わないものとする。

第 3 章 アクワイアラ

第 2 5 条 (未登録 BIPS 事業者との契約締結の禁止)

1. アクワイアラは、第 4 条に定める登録を行っていない者及び第 3 1 条第 3 項により登録を抹消されその状態が継続している者（以下、「未登録 BIPS 事業者」という）との間で、請求書カード払いを取扱商材とする加盟店契約を締結してはならない。

2. アクワイアラは、自らの契約先が未登録 BIPS 事業者であると認識した場合（以下、「未登録認識時点」という）には、当該未登録 BIPS 事業者に対し、登録機関への登録を求めなければならない、未登録認識時点から起算して 6 か月以内に登録機関への登録又は再登録が行われない場合、アクワイアラは、当該未登録 BIPS 事業者との加盟店契約を解除しなければならない。

3. アクワイアラは、BIPS 事業者が本ガイドライン又は関連する法令若しくは省庁の定めるガイドライン等に違反していると判断した場合は、登録機関に対し報告を行うとともに、BIPS 事業者に対し業務の改善を求めなければならない。

4. アクワイアラは、前項の業務の改善を求めた後、合理的な期間が経過しても BIPS 事業者の業務が改善されない場合、加盟店契約の解除その他の必要な措置を講じるものとする。

第 2 6 条 (BIPS 事業者への情報請求権)

1. アクワイアラは、自らの契約先である BIPS 事業者に対し、第 2 章に定める各事項の遵守状況を確認するため、合理的な期間を定めたうえで、必要な情報を請求することができる。

2. BIPS 事業者が第 2 章に定める各事項に違反していると判断する場合及び前項の求めに対し BIPS 事業者が合理的な期間内に情報を提供しない場合、アクワイアラは登録機関へ以下の各号に定める事項を報告しなければならない。

- (1) BIPS 事業者名
- (2) 違反していると考えられる本ガイドラインの条項
- (3) 違反内容
- (4) 判断の根拠とした情報

第4章 イシュー

第27条 (BIPS事業者による債務不履行への対応)

イシューは、自ら提供するキャッシュレス決済手段を用いてバイヤーが利用した請求書カード払いについて、BIPS事業者においてBIPS事業者が行うべき債務支払が実施されなかった場合、当該バイヤーの求めに応じ、当該債務支払に係るBIPS事業者に対する支払額を返金しなければならない。

第5章 登録機関

第28条 (細則等の策定)

登録機関は、本ガイドラインの適用において必要な細則について定めることができる。

第29条 (BIPS事業者名簿)

1. 登録機関は、第4条の登録の申請があったときは、第30条第1項の規定によりその登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項をBIPS事業者名簿に登録しなければならない。

(1) 第5条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2. 登録機関は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3. 登録機関は、BIPS事業者名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第30条 (登録の拒否)

1. 登録機関は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法人でないもの（外国の法令に準拠して設立された法人で国内に営業所又は事務所を有しないものを含む）

(2) 本ガイドラインに定める事項を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

(3) サプライヤーに対する債務支払を適切に行うために必要な体制の整備が行われていない法人

(4) 他のBIPS事業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他のBIPS事業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

(5) 第31条第3項に定める登録機関による抹消の処分を受けた日から3年を経過しない法人

(6) 銀行法、出資法、貸金業法、資金決済法、割賦販売法、犯罪収益移転防止法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない法人

(7) 役員が銀行法、出資法、貸金業法、資金決済法、割賦販売法、犯罪収益移転防止法、暴力団対策法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者のある法人

2. 登録機関は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

第31条 （登録の抹消）

1. 登録機関は、第26条第2項によるアクワイアラからの情報提供等により BIPS 事業者が本ガイドライン又は関連する法令若しくは行政機関等が定めるガイドライン（クレジットカード取引セキュリティ対策協議会が定める「クレジットカード・セキュリティガイドライン」を含むがこれに限られない）に違反している恐れがあると判断した場合、BIPS 事業者に対し検査を行うことができる。
2. 前項に定める検査を行った結果、BIPS 事業者が本ガイドライン又は関連する法令若しくは行政機関が定めるガイドライン等に違反していると判断した場合は、登録機関は BIPS 事業者に対し業務の改善を求めることができる。
3. 前項の業務の改善を求めた後、合理的な期間が経過しても BIPS 事業者の業務が改善されない場合は、登録機関は当該 BIPS 事業者の登録を抹消することができる。

第32条 （不正利用者の共有）

登録機関は、第24条第3項に基づく BIPS 事業者からの情報提供について、他の BIPS 事業者と共有できる仕組みを構築及び運営し、業界が全体として請求書カード払いを事業として適切に実施できる環境を整備しなければならない。

附則

第1条 （不正利用者の共有の停止）

登録機関において体制が整うまでの間は、第32条は実施しない。

第2条 （移行期間）

1. 本ガイドラインは、公表後、6月の期間において施行する。
2. 本ガイドラインの施行日において、未登録 BIPS 事業者と加盟店契約を締結しているアクワイアラにおける当該契約に関する未登録認識時点は、施行日から1年を経過した日とみなす。